

岩手における金融包摂を巡って考えること

藤澤 俊樹

いわて生活者サポートセンター事務局長

1 はじめに

大学進学を家庭の事情であきらめ、親の年金と自分のアルバイト収入だけで細々と生活してきた男性が、親の死を境に生活が立ち行かなくなり、壊れた風呂釜の修理ができず、風呂に入ることさえままならない生活を送る。妻子のいない兄弟が認知症になり、年金では施設の費用がまかなえず、自分たちの生活だけで手いっぱい親族が、制度利用の知識がないまま自ら介護費用等を負担し、その結果自分たちの生活すら維持できなくなってしまう。地方では、経済状況好転の恩恵が全く感じられず、金融の仕組みから排除されているのではないかという相談が相次いでいる。

2 消費者信用生活協同組合（「信用生協」）とサポートセンター

信用生協は1969年、未組織労働者等、現在でいう金融排除の状態にある方を対象に金融の途を作る目的で設立された生活協同組合である。信用生協自体は、他の県においても複数設立されたが、1960年代の、消費者金融の前身である団地金融によるスピーディーな融資や、クレジットカード発行による手軽なキャッシング等の普及の煽りを受け、組織の維持ができず、現在は岩手県においてのみみられる形態である。

岩手の信用生協が存続したのは、以下の2つの理由が考えられる。ひとつは、多重債務等の問題から生活が困難になっている層の存在にいち早く気づき、債務整理のシステム（「消費者救済資金貸付制度」）を創設したことで、もうひとつは、相談者の抱える問題は金融面の問題のみでなく精神的なものを含めた幅広い問題であることにも気づき、その解決の仕組み（サポートセンター）の設立を行ったことである。

サポートセンターは、お金の問題にまつわる諸課題を広く解決するため、信用生協を設立母体としてつくられたNPO法人で、具体的には、家族関係の問題、ギャンブル依存等の問題、さらに近年は自殺対策、生活困窮者自立支援（単独では2008年度から、2015年度からは法制度による）等の問題に領域を拡大し、相談・支援を展開している。

3 相談から見える岩手の生活困窮者の概観・特徴

山形大学戸室准教授の研究によると、生活保護でいう最低生活費以下の収入しかない世帯を貧困家庭と定義し、その割合である貧困率の数字を見ると、岩手県は全国平均を上回り、全国18位にある（2007年）。県民所得も全国39番目（2010年）と、低い状況が続いている。実際、信用生協の相談者中5割以上が年収200万円以下の層であり、金融の仕組みに乗れないことに加え、生活の基盤に脆弱性のある層がかなり存在する状況がうかがわれる。

また、困窮状況にある人が自ら公的制度を利用することには相当の困難があり、そこには制度自体の狭間の問題に加え、リテラシーの不十分さ、相談すること自体の困難さから制度を有効利用できない層がいることも想定される。さらには、困窮の状態にある人々が、単一の問題で困窮状態に陥っているわけではないということを理解する必要もある。サポートセンターの相談統計では、4分の3以上の方が生活費、仕事探し、家族関係等複数領域の問題を抱えていることが分かっている。

加えて、地域の目線から言えば、中央資本の消費者金融などがきめ細かくATMなどを設置していることから、返済金の利息が地域で循環せず、中央に吸い上げられてしまうという構造的な問題点もある。

4 今後に向けて

以上の状況を踏まえると、今後に向けては、①マイクロファイナンスのような地域でのお金の循環を作り、生活基盤の脆弱性を解決することにより、住民の担税力を高め、地域経済の維持につなげること、②制度の狭間に落ち、金融排除の状況にある人々には、伴走型の支援とタイアップした包摂施策が必要であり、そのため分野を限定しないいわば全世代対応型包括支援センターのようなホリスティックな対応のできる仕組みを検討すること、③金融的排除に陥る原因として、リテラシーの問題もあることを踏まえれば、金銭管理を中心に一定の教育的支援（教育という上から目線ではなく、金融のリテラシーを一定の基準まで引き上げるという含意の financial harmonization といった、新造語も検討の余地があろう）を行うことが必要であろう、と考えているところである。